

別表A 効率的機械利用体系構築事業の対象機械

項目	農業機械の種類	農業特定高性能機械の該当	留意事項	助成対象品目
汎用機械及び土づくり・ほ場準備関連機械	トラクター	※1	30ps以上の能力を有すること。	水稲、麦、大豆、飼料作物
	マニユアスプレッダー			
	レーザー均平装置		土表面均平	
	ロータリー		耕耘、畝立てを同時に行う複合作業機に限る。	
	深耕用の作業機		ディスクプラウ・リバースプラウ	
播種・移植関連機械	乗用型田植機	※1		
	播種機		耕耘、砕土、施肥等を同時に行う複合作業機を含む。	
	直播機		アタッチメント型を含む	
	鎮圧機		播種前の整地作業、播種後の発芽環境を整える又は、成長抑制に資するものに限る。	
中間管理作業用機械	肥料散布機		作業速度と連動して、あらかじめ設定した施肥量に均一な散布を行える機能を有するものを含む。	
	乗用型多目的作業機	※1	防除、除草、灌水、中耕・培土等。	
	無人ヘリコプター			
	あぜぬり機		アタッチメント型を含む	
	動力噴霧器	※1		
収穫用機械	自脱型コンバイン	※1	刃幅0.8m以上（3条以上）、グレンタンク付きの能力を有するものに限る。	
	藁収集機		結束機（ノッタ）・立体放出機・カウントドロップ等藁を能率的に収集する機械でコンバインのアタッチメント型に限る	
	フォレージハーベスター	※1		
	普通型コンバイン	※1	刃幅0.8m以上の能力を有するものに限る。	
	ビーンハーベスター	※1		
乾燥・調製用機械	乾燥機		施設整備及び改修に該当するものは対象外（※2）とする。	
	選別機・脱粒機		施設整備及び改修に該当するものは対象外（※2）とする。	

※1 「特定高性能機械の利用規模の下限面積」に該当する場合は「導入機械の利用計画」を作成すること。  
 ※2 施設整備及び改修に該当するものは対象外とする。施設整備に該当するかの判断は「強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」の別表4に定める建設工事費及び製造請負工事費を要するものであるかにより行う。